

令和2年度 社会福祉法人 優秋会

地域密着型小規模特別養護老人ホーム ふくろうの郷 事業計画 (案)

社会福祉法人優秋会の運営する 地域密着型小規模特別養護老人ホーム 「ふくろうの郷」は、平成24年5月6日、北海道および羅臼町の認可を受け、同月11日、羅臼町で初めての特別養護老人ホームとして開所致しました。本年5月には開所9年目を迎えようとしています。

この間、地域の方々のご理解はもとより、行政のご支援を戴き、地域密着型の高齢者福祉施設として、無くてはならない施設となっておりますが、引続き社会福祉法人が運営する施設としての使命を忘れず、高齢者福祉サービスの推進に努めなければなりません。

しかしながら、施設開設8年を経過し、施設の外観整備補修やエレベーター内部の部品交換の時期を迎えております。加えて、什器備品類においては摩耗による部品交換と本体の取替等も始まりました。

この様な状況下における施設の経営は、益々厳しさが増す状況にあり、歳出の見直しと短期入所生活介護の再開等による歳入の増加を図ることが求められています。

また、依然として介護と看護従事者の人材確保が困難な状況にあります。

入居者の安全を確保し、質の高いサービスを提供する為にも現場スタッフの確保と処遇改善が急がれます。社会福祉法人として公共性・非営利性が求められている中、事業の継続を確保する為には経営の効率化と安定化を図ることも求められます。良質な福祉介護サービスを提供する為には、介護と看護そして調理部門が一層連携を強め施設運営を進めて行く必要があります。

開所9年目を迎えるに当たり、改めて初心に帰り「ふくろうの郷」で働く全ての従業員が地域密着型の老人介護福祉施設として果たすべき役割を十分に認識し、地域のニーズに合ったより良いサービスを提供するため、令和2年度においても下記の「施設運営の基本理念」と「入居者の処遇目標」に沿った施設の運営に努めて参ります。

1 施設運営の基本理念

- (1) 入居者の意思及び人格を尊重するとともに常に入居者の立場に立って安心安全な介護サービスを提供するよう努めます。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家族との結び付きを重視し、羅臼町をはじめ関連する各関係機関との密接な連携に努めます。

2 入居者の処遇目標

施設は入居者の生活の場であることを念頭に置き、集団生活への調和と安全性に配慮しながら、入居者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、生活に楽しみを見出して戴ける様、できる限り個別の対応を行います。また、心身の健康と残存機能の保持に努め、穏や

かで安定した生活の実現を目標とします。

(1) 介 護

- ① 介護計画書に基づいたサービスの実施を徹底するとともに、入居者の状況変化に合わせ、見直しを随時行います。
- ② 入浴・食事・排泄の介護において、その内容について随時見直しを図り、入居者一人ひとりの心身の状態に応じた、安心・安全で快適な介護方法を目指します。
- ③ 個々の入居者の身体状況やニーズに合わせた日課活動（誕生会等）を実施し、日常生活にリズムと潤いを持つ様にします。
- ④ 家族等の方々の協力を得ながら、積極的に外出する機会を作っていきます。
- ⑤ 意思表示の困難な入居者に援助するときは、ご家族の意向を伺うとともに、その方の状態を見て何が必要とされるのかを絶えず検討して行きます。
- ⑥ 創意工夫により身体拘束をしない介護を維持して行きます。

(2) 看取り介護の休止と今後の取組

平成28年より、看取り介護の実施に向け内部研修と態勢づくりを進め、平成29年4月、「看取り介護の加算」の届出を行い、その取組みが始まり入居者家族様への丁寧な説明を行い、終末期であると入居者が医師から判断された場合、当施設で最後まで暮らすことを希望された入居者に対して、できる限り本人と家族の意思を踏まえた「看取り介護計画書」を作成し、看取り介護を実施して参りましたが、令和1年12月より、該当看護職員の不在により休止しております。今後とも職員の確保に努め、看取り介護の再開に努力します。

(3) 快適生活空間整備（整理整頓、動線の創意など）

入居者のベッド周りから、居室、共有部分、スタッフルームを始め倉庫に至るまで、職員全員が整理整頓を行い、安全な空間にするなど創意工夫により入居者に寄り添い支援しやすい環境整備に努めます。

又、令和元年度羅臼町公的介護施設等基盤整備費補助金を活用し、施設内にエアコンを設置し、快適空間の基、利用者様の健康維持と増進を図ります。

(4) 保健衛生及び医療ケアの推進

- ① 嘱託医による訪問診療を月に2回、定期的に行います。
併せて看護職員による日常の健康状態の把握、保健衛生指導を行います。
- ② 疾病等で医療措置が必要な場合は、原則として、協力病院である（知床らうす国民健康保険診療所）に治療を要請します。
- ③ 入居者の身体状況に応じた方法によって、週2回の入浴または清拭を行います。
- ④ 衛生管理を徹底し「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に基づき感染症予防に努めます。
- ⑤ 感染症予防の一環として、入居者はもとより、本年度も全職員に対するインフルエンザ接種を行う事とし、また、新型コロナウイルスの感染予防にも対処すると共に、全職員を対象とした感染症施設内研修を実施します。

(5) 給食

- ① 低栄養状態の予防・改善を図るため、栄養士は各入居者の栄養アセスメントの結果に基づき看護師や介護スタッフと連携し、協働で栄養ケア計画を作成し、計画に沿った食事を提供します。
- ② 食事開始時間は、朝食7時30分、昼食は11時30分、夕食は16時30分を原則とし、午後3時に提供するおやつも含め、入居者の状態等により食事時間が変更となる場合は、適切に保管のうえ提供する事にします。
- ③ 入居者の低栄養状態等の予防・改善のため、栄養士は入居者の栄養所要量を満たしつつ、入居者の嗜好や季節の献立を作成するとともに、医師の発行する食事箋に基づいた治療食や嗜好等による代替食など入居者の状況にあった食事を提供します。
- ④ 経口摂取の維持のためのサービスを行うとともに、嚥下困難な入居者に対しては、できるだけ口から食事摂取が維持できる食事を提供します。
- ⑤ 食事は、主食と副食に分けて、次により実施します。
 - ・主食 米飯 粥 ミキサー
 - ・副食 常食 きざみ みじん ミキサー

(6) 入浴について

- ① 入浴は、週2回を原則とします。なお、入浴形態は、個浴・機械浴とし、入居者個々の状態に最も適した浴槽を使用します。
- ② 健康状態により看護師の指示に基づいて入浴を中止する入居者に対しては、清拭を実施します。

(7) 排泄について

- ① 排泄は、入居者一人ひとりの心身状況に合わせて個別に対応し、できるだけトイレでの排泄が維持できる様に支援します。
- ② 居室での排泄介助にあたっては、人としての尊厳に気を配りドアとカーテンを閉める等、プライバシーに配慮し、身体機能に最も適した方法で行います。

(8) 着脱

着脱介助にあたっては、入居者の身体状況を熟知したうえで、不適切に身体を動かさない等、脱臼や骨折等の事故が発生する事のない様に行います。

(9) 移乗について

移乗介助にあたっては、移乗時の打撲や骨折等に十分に注意する。安全で安楽に移乗介助が行われる様、スライディングボード等に留意し、日頃より点検を適切に行います。また、車椅子のブレーキやタイヤの状態等に留意し、日頃の点検を適切に行います。

(10) 体位変換

体位変換の必要な入居者に対しては、脱臼や骨折等の事故に留意の上、適切に行い、褥瘡の予防と治癒に努めます。

(11) 外出支援

入居者が希望する散歩、買い物等の外出支援を積極的に行う様に努めます。

(12) 健康管理

- ① 常に入居者の体調の変化に留意し、生活相談員との連携を密にして必要な医療処置や疾病の予防等、健康管理に努めます。
- ② 生活相談員は、日常生活の中で入居者の心身状態を注意深く観察し、看護師との連携のもと、早期発見と早期治療に努めます。
- ③ 入居者が服薬中の薬剤については看護師が管理し、服薬介助にミスのないように十分に注意します。また、看護師はご家族等の同意のもとに薬剤情報提供書を取り寄せ、薬剤についての情報を的確に介護員に伝えます。

(13) 個別機能訓練について

- ① 入居者が日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、また、その減退を防止するため、個々のご入居者の機能訓練を実施し、定期的に評価と見直しを図ります。
- ② レクリエーションや行事等、入居者の有する能力を活用した介護等を通じて身体機能の維持を図るための必要な運動を行います。

(14) サービスの向上について

- ① 自己点検と相互点検を通して、サービスの基本である接遇マナー（あいさつや笑顔に加え、丁寧な言葉使い等）の向上に努めます。

3 施設の運営・管理について

(1) 入居者の決定について

入居に関して透明性と公平性を確保する為に、行政も委員として参加している「ふくろうの郷入所判定委員会」を年4回開催し、入居者を決定します。

(2) 苦情処理及び個人情報保護について

- ① 苦情解決責任者（施設長）並びに苦情受付担当者（生活相談員）は、苦情に対して、誠意ある態度で真摯に受け止め、解決を得る様に努めるとともに、改善すべきことは、施設として早急に取り組む事とします。
また、必要に応じて、外部委員によって構成されている「苦情解決委員会」に諮り、公平中立の立場に立った適正な解決に努めます。
- ② 全ての職員は個人情報を適切に管理し、入居者及びご家族から予め同意を得ない限り、入居者及びご家族の個人情報を第三者に提供しないものとします。

(3) 身体拘束及び虐待防止について

「高齢者虐待防止対応支援マニュアル」に基づき、「身体拘束委員会」による研修を通して高齢者の身体拘束及び虐待防止を推進します。

(4) 運営協議会の開催及び家族会との連携について

運営協議会及び家族会を開催し、施設運営等について説明するとともに、意見交換や交流等により、施設運営等について理解と協力を得るよう努めます。

ご家族等とは入居者の体調変化など日頃より連絡を密にし、相互信頼関係を築くよう努めます。

(5) 広報活動

「ふくろうの郷だより」を毎月1回発行しご家族の皆様配布します。
更に、ホームページを活用し定期的に施設の最新情報を発信して行きます。

(6) 業務の見直しと改善について

- ① 良好な介護サービスを提供し、業務を効率的と効果的に行う為に、職員は常に各種業務の見直しに努めます。
- ② 有給休暇の取得向上および積極的な消化を推進し、残業の解消等労務管理の改善により、職員のモチベーションが低下しない様に努めます。

(7) 職員の健康管理及び労働災害の防止について

各セクションの責任者は、職員の身体面や精神面の負担等を常時観察し、心身の健康管理を行うとともに労働災害の防止に努めます。また、業務中に発生した労働災害については速やかに対応し、状況によっては労働災害保険の申請手続きを行います。又、健康診断に加え、腰痛検査も取り入れます。

(8) 火災の予防と訓練について

防火管理者は、「防災委員会」と合同して、防災設備及び防災用具等の確保と点検を定期的実施するとともに、火災や地震等の災害に備えて「消防防災計画」に基づき年2回の避難訓練を実施します。

また、町の防災訓練に合わせて防災訓練を年1回実施します。

(9) 施設の整備の更新・改善

- ① 施設が建設され8年が経過したことから、消耗が激しい器具備品等、施設機能維持の為に、計画的な器具の改修や更新、更に、建物の維持管理に努めます。
- ② 今年度も不要個所の消灯を徹底する他、LED照明器具の有効活用を行い、節電に努めます。

4 短期入所生活介護（ショートステイ）について

介護保険の居宅サービスの一つであるショートステイは、在宅で介護するご家族の介護の負担軽減を主目的とするサービス事業です。

利用を希望されるご家族が多くおられるという状況を認識し、利用率向上の為に、空床ベッドを含め、できるだけ迅速・円滑に入居者を受け入れる様に努めます。